告 示

埼玉県告示第七百七十三号

業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 都市計画

埼玉県知事 大 野

元

裕

施行者の名称

令和七年十月十七日

さいたま市

一都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・十九号元町三室線

令和七年十月十七日

から令和十四年三月三十

日まで

兀

1

 \equiv

事業施行期間

・収用の部分

ロ 使用の部分

埼 玉

県さいたま市緑区大字三室及び大字中尾地内

なし